

改正 前(現行)	改正 後
<p data-bbox="286 204 965 236">公益社団法人新潟県介護福祉士会 会費に関する規則</p> <p data-bbox="163 293 241 325">(目的)</p> <p data-bbox="147 338 1104 635">第1条 この規則は、公益社団法人新潟県介護福祉士会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第8条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。なお、正会員になる者は、本会「正会員の入会に関する規則第2条」に基づき、本会と公益社団法人日本介護福祉士会（以下「日本介護福祉士会」という）への同時入会となるため、合算した入会金および年会費を納めなければならない。</p> <p data-bbox="163 692 495 724">(正会員の入会金及び会費)</p> <p data-bbox="147 737 987 810">第2条 本会の正会員の入会金及び年会費は、次のとおりとする。 入会金 0円 年会費 3,000円</p> <p data-bbox="147 868 972 941">2 日本介護福祉士会の入会金及び年会費は、次のとおりとする。 入会金 5,000円 年会費 3,000円</p> <p data-bbox="163 1174 383 1206">(賛助会員の会費)</p> <p data-bbox="147 1219 1104 1340">第3条 本会の定款第8条第2項に規定する賛助会費は、次のとおりとし年間1口以上の賛助会費を必要とするものとする。 個人 10,000円 団体 30,000円</p> <p data-bbox="163 1353 241 1385">(委任)</p> <p data-bbox="147 1398 1088 1430">第4条 ここに定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な事項は、</p>	<p data-bbox="1270 204 1948 236">公益社団法人新潟県介護福祉士会 会費に関する規則</p> <p data-bbox="1144 293 1223 325">(目的)</p> <p data-bbox="1128 338 2085 635">第1条 この規則は、公益社団法人新潟県介護福祉士会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第8条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。なお、正会員になる者は、本会「正会員の入会に関する規則第2条」に基づき、本会と公益社団法人日本介護福祉士会（以下「日本介護福祉士会」という）への同時入会となるため、合算した入会金および年会費を納めなければならない。</p> <p data-bbox="1144 692 1476 724">(正会員の入会金及び会費)</p> <p data-bbox="1128 737 1984 810">第2条 本会の正会員の入会金及び年会費は、次のとおりとする。 入会金 0円 年会費 3,000円</p> <p data-bbox="1128 868 1955 941">2 日本介護福祉士会の入会金及び年会費は、次のとおりとする。 入会金 <u>3,000円</u> 年会費 <u>5,500円</u></p> <p data-bbox="1128 999 2085 1120">3 <u>本会正会員の入会金額及び会費額は、本会理事会において定めなければならない。ただし、日本介護福祉士会の入会金額及び年会費額は、日本介護福祉士会において定めた場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="1144 1174 1364 1206">(賛助会員の会費)</p> <p data-bbox="1128 1219 2085 1340">第3条 本会の定款第8条第2項に規定する賛助会費は、次のとおりとし年間1口以上の賛助会費を必要とするものとする。 個人 10,000円 団体 30,000円</p> <p data-bbox="1144 1353 1223 1385">(委任)</p> <p data-bbox="1128 1398 2051 1430">第4条 ここに定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な事項は、</p>

理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、本会設立許可のあった日から施行する。
- 2 平成22年3月20日 一部改正。
- 3 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和3年6月6日から施行する。

理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、本会設立許可のあった日から施行する。
- 2 平成22年3月20日 一部改正。
- 3 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和3年6月6日から施行する。
- 5 この規則は、令和4年12月24日から施行する。